

浦安市家庭的保育事業等(地域型保育事業)の  
設備及び運営に関する基準について  
(骨子案)

平成26年7月1日

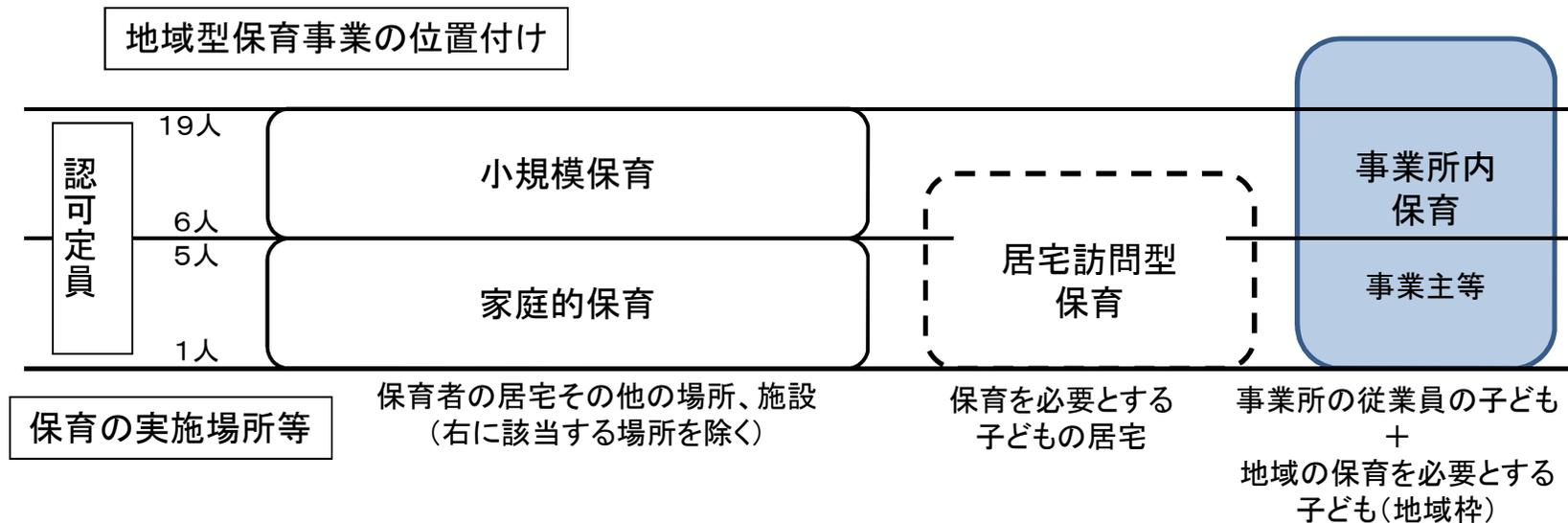
こども部 保育幼稚園課

# 浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準「骨子」(案)

## 1. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法に基づく市の認可事業(地域型保育事業)として新たに位置づけられることになりました。これに伴い、浦安市においても家庭的保育事業等に係る設備及び運営に関する基準を定めることとなります。子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等は、原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業であり、その定員数や保育の実施場所等により以下の4種類に区分されます。

- ① 家庭的保育事業
- ② 小規模保育事業
- ③ 居宅訪問型保育事業
- ④ 事業所内保育事業



《家庭的保育の概要と実施状況》

事業	概要	浦安市の 現在の実施状況
①家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する。家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで保育を実施する。 (定員:5人以下)	家庭的保育者 4人
②小規模保育事業	比較的小規模で家庭的保育に近い雰囲気の下、多様なスペースできめ細やかな保育を実施する。 ----- 3類型にて実施 ・ A型: 保育所分園に近い類型(定員6人以上19人以下) ・ B型: A型とC型の中間的な類型(定員6人以上19人以下) ・ C型: グループ型小規模保育に近い類型(定員6人以上10人以下)	—
③居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子の居宅等において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する。 (定員:1対1)	—
④事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として、事業所その他様々なスペースで保育を実施する。 (定員:定めなし) ※利用定員に応じ、国の定める基準(省令)と同様に地域枠を設ける。	—

## 2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定について

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、国が定める基準(省令)を踏まえ、市が条例を制定する。

(児童福祉法34条の16第1項)

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の条例制定にあたっては、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準の区分に従い、制定する。

(児童福祉法34条の16第2項)

《従うべき基準と参酌すべき基準》

	内容
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。(職員の資格、員数)
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。(上記以外)

### ※基準の制定にあたり本市の考え方

基本的には、国の基準どおり定めることとしますが、事業所内保育事業(利用定員20人以上)の乳児室の面積を本市の実情を踏まえ、3.3㎡とする。

### 3. 家庭的保育事業等の市町村で定める基準(例)

職員数・資格要 に関すること	・保育従事者	・保育従事者の資格 ・有資格者の割合	従
	・職員数	・保育に必要な職員数	従
	・調理職員	・調理員の配置	参
設備・面積基準 に関すること	・設備及び面積	・乳児室、ほふく室、保育室等の面積基準	参
	・屋外遊技場	・面積基準	参
	・調理設備	・調理設備の基準	参
	・耐火基準等		参
その他	・給食	・自園調理 ・連携施設等からの搬入	参
	・連携施設等	・連携施設の設定 ・嘱託医の設定	参
	・その他	・小学校就学前子どもの適切な処遇の確保 ・秘密の保持等 ・小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの	従

(注) 事業によって、定める基準の項目は異なります。

※ 従・・・制定にあたって国が定める省令に「従うべき基準」 参・・・現段階で国が定める省令に「参酌すべき基準」

## 4. 浦安市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)について

### 家庭的保育事業

※ 従:従うべき基準

参:参酌すべき基準

項目		国の示す基準	※	浦安市の基準案
職員	保育従事者(資格)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者。</li> </ul> </li> <li>家庭的保育補助者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 市町村長が行う研修を修了した者であって、家庭的保育を補助するもの。</li> </ul> </li> </ul>	従	国に従う
	職員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児 3人につき1人                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 家庭的保育補助者を置く場合は、5人につき2人</li> </ul> </li> </ul>		
設備基準	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育を行う専用の部屋                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 乳幼児1人 3.3㎡以上。部屋の面積自体は9.9㎡必要(3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積とする。)</li> </ul> </li> </ul>	参	国に従う
	屋外遊技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一の敷地内に乳幼児の屋外遊戯等に適した広さの庭(付近の代替地可)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上</li> </ul> </li> </ul>		
	耐火基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に建築基準法の上乗せ規制はなし。</li> </ul>		

※ 従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

項目		国の示す基準	※	浦安市の 基準案
給食	方法	・自園調理 * 調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国に従う
	設備	・調理設備		
	職員	・調理員 * 調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
連携施設		・連携施設の設定が必要 <<連携内容>> 1) 保育内容の支援 2) 卒園後の受け皿	従	国に従う

## 小規模保育事業

※ 従:従うべき基準

参:参酌すべき基準

項目		国の示す基準				※	浦安市の 基準案	
		A型		B型				C型
職員	保育従事者 (資格)	・保育士  * 保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。		・保育士 ・保育従事者(市町村長が行う研修を修了した者)  * 保育士割合は1/2以上  * 保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。		・家庭的保育者 * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者。  ・家庭的保育補助者 * 市町村長が行う研修を修了した者	従	国に従う
	職員数	0歳	3:1	0歳	3:1	・0~2歳 3:1 * 家庭的保育者を置く場合、5:2	従	国に従う
		1~2歳	6:1	1~2歳	6:1			
		* 上記により算定した職員数に1人追加配置する。		* 上記により算定した職員数に1人追加配置する。				

※ 従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

項目		国の示す基準			※	浦安市の 基準案
		A型	B型	C型		
設備 基準	保育室 等	【0～1歳】 乳児室又ははふく室 1人につき3.3㎡以上	【0～1歳】 乳児室又ははふく室 1人につき3.3㎡以上	【0～1歳】 乳児室又ははふく室 1人につき3.3㎡以上	参	国に従う
		【2歳以上】 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上	【2歳以上】 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上	【2歳以上】 保育室又は遊戯室 1人につき3.3㎡以上		
	屋外遊技場 (付近の代替地可) * 2歳以上の幼児1人 につき、3.3㎡	屋外遊技場 (付近の代替地可) * 2歳以上の幼児 1人につき、3.3㎡	屋外遊技場 (付近の代替地可) * 2歳以上の幼児 1人につき、3.3㎡			
	耐火 基準等	・建築基準法の上乗せ規制あり * 保育室等を2階以上に設置する場合は、耐火又は準耐火建築物であること。				
給食	方法	自園調理 * 調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。			従	国に従う
	設備	調理設備				
	職員	調理員 * 調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。				

※ 従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

項目	国の示す基準			※	浦安市の 基準案
	A型	B型	C型		
連携施設	・連携施設の設定が必要  ≪連携内容≫ ①保育内容の支援 ②卒園後の受皿			従	国に従う

### 居宅訪問型保育事業

※ 従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

項目	国の示す基準	※	浦安市の 基準案
保育の内容	居宅訪問型保育事業者は、確認の辞退又は定員の減少等により、当該施設等の利用者に引き続き教育・保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育等が継続的に提供されるよう、必要な便宜の提供に対応するために行う保育などを提供する。	従	国に従う
保育 従事者 (資格)	家庭的保育者 * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者。	従	国に従う
職員数	家庭的保育者 乳幼児 1人につき1人	従	国に従う

## 事業所内保育事業

※ 従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

項目	国の示す基準				※	浦安市の 基準案	
	保育所型事業所内保育(定員20人以上)		小規模型事業所内保育(定員19人以下)				
保育 従事者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>* 保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・保育従事者(市町村長が行う研修を修了した者)</li> <li>* 保育士の割合は1/2以上</li> <li>* 保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。</li> </ul>		従	国に従う	
職員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児 おおむね3人につき1人</li> <li>・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児 おおむね3人につき1人</li> <li>・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</li> <li>* 上記により算定した職員数に1人追加配置する。</li> </ul>		従	国に従う	
設備 基準	保育室 等	0~1歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室 1人につき1.65㎡以上</li> <li>・ほふく室 1人につき3.3㎡以上</li> </ul>	0~1歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上</li> </ul>	参	保育所型の0~1歳の乳児室の面積は千葉県の保育所基準に合わせて3.3㎡とする。それ以外は、国に従う。
		2歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上</li> </ul>	2歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上</li> </ul>		
	屋外 遊技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外遊技場(付近の代替地可)</li> <li>* 2歳以上の幼児 1人につき3.3㎡以上</li> </ul>					
	耐火 基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法の上乗せ規制あり。</li> <li>* 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法の上乗せ規制あり。</li> <li>* 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。</li> </ul>			

※ 従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

項目		国の示す基準		※	浦安市の 基準案
		保育所型事業所内保育(定員20人以上)	小規模型事業所内保育(定員19人以下)		
給食	方法	・自園調理 * 調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	・自園調理 * 調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国に従う
	設備	・調理室 * 保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。	・調理設備		
	職員	・調理員 * 調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。	・調理員 * 調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
連携施設		・連携施設を確保しないことができる。	・連携施設の設定が必要  《連携内容》 1) 保育内容の支援 2) 卒園後の受け皿	従	国に従う

## 5. 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日とする。

\*基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。